売　買　契　約　書（案）

１　品　　名　　血圧脈波検査装置
２　規格（形式）　　別紙機器購入一覧表のとおり
３　数　　量　　別紙機器購入一覧表のとおり
４　契 約 金 額　　金　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）
５　納 入 期 限　　令和８年３月３１日
６　納 入 場 所　　茨城県立中央病院　茨城県笠間市鯉淵６５２８
７　契約保証金　　免　除

買主　茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と売主　　（以下「乙」という。）とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

第１条　乙は、甲の示す納入期限内に物品を納入しなければならない。
２　乙は、契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。
第２条　乙は物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。
２　甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、１０日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
３　検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。
４　乙は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。
第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第２項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。
第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
第５条　前条の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。
第６条　乙は、第４条の引渡し後において、納入した物品がこの契約内容に適合しないことが判明したときは、この契約を履行した日から１年間は、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。
２　乙は、甲に対して前項に規定する毀損により生じた損害を賠償しなければならない。
第７条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適法な請求書を受理した日から３０日以内に契約金額を支払うものとする。

第８条　乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。

第９条　乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の納入期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

第１０条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

（３）　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

（４）　乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

２　前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の１００分の１０に相当する金額の違約金を徴収することができる。

３　甲は、第１項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲はこれを賠償するものとする。

４　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

５　甲は、第１項又は第３項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

第１１条　乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６条）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が１００円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

２　乙は、第３条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、前項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。

３　前２項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

第１２条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合に当っては、この限りでない。

第１３条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

第１４条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　茨城県笠間市鯉淵６５２８
茨城県立中央病院
病院長　島居　徹　　印

乙

印

機器購入一覧表

メーカー	品名	数量
	【構成】	